

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第10号
事故等種類	衝突
発生日時	平成23年10月23日 22時10分ごろ
発生場所	長崎県五島市柏埼北東方沖 五島市所在の五島柏埼灯台から真方位066° 1,200m付近 (概位 北緯32° 47.4' 東経128° 40.6')
事故等調査の経過	平成24年2月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第十八大和丸、19トン 292-32479長崎、株式会社萩原組 B 起重機船 第十三大和丸、約1,305トン なし、株式会社萩原組 C 引船 第十六大和丸、5トン未満（長さ9.50メートル） 292-41621長崎、株式会社萩原組
乗組員等に関する情報	船団長、一級小型船舶操縦士 C 船長C、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B なし C マスト折損、機器濡れ損
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、船団長ほか1人が乗り組んだB船をえい航して引船列を構成し、五島市福江島北方沖を約4ノットの速力で北東進中、潮流の影響でいつもよりえい航速度が遅かったため、B船の左舷に右舷着けで係留していたC船と2隻でB船をえい航することとした。 C船は、船長Cが1人で乗り組み、B船の船首からえい航索を取るためにB船の船首方へ回ってえい航索を取る作業中、北風により圧流されてB船からA船に取っていた左舷側のえい航索にC船が引っ掛かり、平成23年10月23日22時10分ごろC船が転覆した。 船長Cは、操舵室出入口から自力で脱出し、僚船に救助された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約6m/s 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	B船のえい航は、ふだんはA船1隻で行い、C船を使用することはほとんどなかった。 C船を使用する場合は、出港時から船長のほかに作業補助者1人を乗船させていたが、本事故当時は出港後に急きょC船を使用することになったため、船長C1人しか乗船していなかった。 船長Cは、機関を停止せずに操舵室を離れ、B船からえい航索を取る作業を行った。
分析	乗組員等の関与 あり

	<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>C船は、福江島北方沖において、A船がB船をえい航していた際、B船をえい航しようとしたが、船長Cが操舵室を離れてB船からえい航索を取る作業を行ったことから、B船からA船に取っていた左舷側えい航索とC船とが衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、C船が、福江島北方沖において、A船がB船をえい航していた際、B船をえい航しようとしたが、船長Cが操舵室を離れてB船からえい航索を取る作業を行ったため、B船からA船に取っていた左舷側えい航索に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ えい航索を取る作業を行う場合には、操船者とは別にえい航索を取る作業を行う者を乗船させて行うこと。 	